# ニーズ概念の再規定

ニーズ概念の位相と相対的なニーズ論の検討

東洋大学大学院 平塚謙一(5805)

[キーワード] ニーズ、社会福祉の対象、相対的

## 1. 研究目的

ニーズという言葉は社会福祉の実践において広く使われている。また社会福祉学においても中枢 概念の一つとして、重要な位置を占めている。このニーズという言葉が、多義的であるということが、これまでも指摘されてきた。多義的であるため様々な用い方をすることができ、便利であるという側面もある。しかし他方で、ニーズのこのような多義性が及ぼす弊害にも目を向けなければならない。このニーズという言葉は社会福祉学における一つの中枢概念のであることを考えれば、その指示対象は明瞭に伝達可能なものでなければならない。ニーズという言葉が孕む問題、そして近年生じてきたニーズという言葉にまつわる課題を踏まえ、本研究はニーズ概念を検討することを通して、社会福祉における対象の規定のあり方について考察する。

# 2. 研究の視点および方法

ニーズという言葉には以下のような用法の幅がある。まず、ニーズが指示するのは人々に共通する「普遍的」な満たされるべき状態(一定の基準、望ましい状態、理想などと呼ばれるもの)それ自体と、それにより個々の状態を照射することで認識される乖離した状態とが、それぞれニーズと呼ばれることがある。次に、このように状態のレベルでニーズを捉えた用法と、その状態の解消・軽減の価値判断・希求のレベルで捉えた用法とがある(前者は診断的ニーズ、後者は処方的ニーズやサービスニーズと呼ばれるものである)。このようにニーズという言葉が異なる位相において用いられている。

加えて、ニーズとして認められるならばサービス等の対象となる規範性を有するものとみなされる場合と、ニーズの中の一部が規範性を有する「社会的ニーズ」(三浦)としてサービス等の対象となるものとみなす場合とがある。現にサービス等の対象ではないニーズがニーズとしてみなされるのかという問題である。近年は何がサービス等の対象であるかを「普遍的」な満たされるべき状態に基づいて客観的に判断するというあり方を否定し、本人がニーズというものがニーズであり、サービスの提供もそれにしたがってなされるべきものとする主張が提起されている。これは、ニーズの概念に大きな変容を迫るものである。さらにはニーズという言葉そのものが持つ権威性も指摘されている。ニーズを持つ本人が自分が何々のニーズを持つという判断ができず、ニーズは専門家が操る言葉であり、その言葉を操る専門家の権威を強化しているというものである。これは、上記のニーズという言葉が多義的でその内容を捉えにくいこととも関わっている。

## 3. 倫理的配慮

本研究は理論研究であり、当該項目とは関わらない。

#### 4. 研究結果

ニーズにはこれを和訳した「必要」(武川)以外には変わる言葉は当てられていない。他方の「普遍的」な満たされるべき状態それ自体もニーズ、必要なものと言い得る。しかし、これまでも一定の基準、望ましい状態、理想等々の言葉がこの概念に当てられており、本研究でいう満たされるべき状態を含めて他の表現も可能である。混乱を避けるためにはこの概念にはニーズという言葉を当てないことが望まれる。

個々の状態を「普遍的」な満たされるべき状態によって照射して、現に満たされている部分はニーズではない。現に満たされていない部分(古川のいう「生活支援ニーズ」)のうち、自力で市場において当該財・サービスを購入できる裏付けのある有効需要はニーズではないものとして区別される。上記を取り除いたときに残る部分を、古川は「社会的生活支援ニーズ」、上野は「承認ニーズ」と呼んでいる。この状態が社会福祉の対象である。この状態そのものをニーズとする用法もあるが、ニーズは状態そのものを指示するものとして規定すると齟齬が生じることがある。例えば「ニーズを満たす」という表現におけるニーズは乖離した状態ではなく、価値判断・希求である。上記の状態の解消・軽減を必要とする価値判断・希求をニーズとして規定することを提起する。サービス等の対象となっていない状態にあり、現に満たされておらず、自力で満たすことができない状態について解消・軽減の価値判断・希求がニーズ(上野のいう「要求ニーズ」)である。

現にサービス等の対象になっていないことの理由は、単なる財政上の理由などとは別に、そもそも個々にとっての満たされるべき状態が、「普遍的」な満たされるべき状態と一部(あるいは全部)重ならないことに起因する場合もある。本人にとってはニーズであっても、「普遍的」な満たされるべき状態を基準とすればニーズとは認められないという事態である。

このような「普遍的」な満たされるべき状態と重ならない部分は、従来の社会福祉対象論においては需要や欲求などと位置づけられていたものである。近年の構築主義ニーズ論のような、満たされるべき状態が「普遍的」でなく相対的であるとする主張によれば、ニーズと需要の違いも絶対的ではなく相対的であり確たる境界線を設定することはできないことになる。満たされるべき状態が相対的であるとする見方は今日、一定の説得力と影響力を有している。このような現状では「普遍的」な満たされるべき状態を基礎とし、そこから客観的に判断されるニーズと、主観的なニーズとをともに含むようにニーズ概念を規定しておくのが妥当であろう。

以上から、ニーズの概念を次のように再規定する。サービス等の対象として社会に認められる「社会的ニーズ」(三浦)以外でも、ニーズでありえる。専門家が「普遍的」な満たされるべき状態との 乖離から判断した価値判断も、本人が自分の満たされるべき状態に基づいて感得する希求もともに ニーズでありえる。したがって、「普遍的」なあるいは個人的な満たされるべき状態と照射したとき の乖離状態に置かれた本人か他者による、その状態を解消・軽減すべきとする希求・価値判断がニーズである。